

武雄市新庁舎売店募集仕様書

1 目的

この仕様書は、武雄市新庁舎売店運営事業者募集に係る必要条件を取りまとめたものである。

2 使用面積

使用する面積については、約100㎡を最大とする。

3 経費区分

別表経費区分のとおり。

4 商品及び価格

商品及び価格は、公の施設であることを考慮し、市場価格と比較して適正な価格とする。

5 設備等

「武雄市新庁舎売店貸方基準」によるものとする。

6 ゴミ処理

ゴミ、ビン及びカン等不燃物については、分別し、指定の場所へ置き、事業者負担により処理すること。

7 清掃

使用スペース内の定期的な清掃は、事業者が行う。

8 従業員の教育等

従業員の教育体制を万全とし、利用調査等を適時実施し、利用者満足度の向上を図ること。混雑時にもスムーズに対応出来る配置を行うこと。

従業員の中から、現場責任者、現場副責任者、火気取締責任者を定めること。

9 衛生管理

事業者は、法令に定める手続き、衛生基準を自己の責任において厳守し、高度な衛生状態を維持すること。万一、給食品の提供により利用者が中毒、伝染病等の被害を受けた場合は、利用者に対して損害を賠償すること。

10 健康管理

事業者は、法定に基づき、作業員に健康診断及び検便を実施し、その結果を保存するとともに武雄市から要求があれば提出すること。万一、作業員に異常があるときは、速やか

に対応をとるとともに、直ちに武雄市に報告し、その指示に従うこと。

11 営業状況の報告

事業者は、武雄市が必要と認めるときは営業に関する経理状況報告をすること。

また、利用調査等を実施した場合は、速やかに結果を報告するとともに、改善すべき事項がある場合には、具体的な対応策を報告すること。

12 運営案の遵守

業者選考において申込書に記載のあったすべての項目については、使用許可後、必ず遵守すること。

13 その他

(1) 調理を行う場合、設置予定の浄化槽の能力を超える可能性があるため、事前に杵藤保健所へ相談すること。

(2) 施設内に新たに設備等を設置する場合は、事前に武雄市の承認を受け、事業者の負担により行うこと。

(3) 事業者は、許可期間が終了したとき、又は契約を解除したときは、事業者の負担により市が指定した期日までに施設等を原状に回復すること。

(4) 指定する場所以外での張り紙、看板等の表示、掲出は禁止する。

(別表) 経費区分

項目別	内容	武雄市	事業者
施設使用料		—	○
光熱水費	事業者の負担とする	—	○
備品等		—	○
清掃費		—	○
害虫駆除費	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく駆除費のみ施設管理者が実施	○	—
ゴミ処理費	事業者は所定の場所に運び事業者の負担により処理	—	○
人件費、被服、検診費		—	○
消耗品費		—	○
営業許可等申請費		—	○
電話の設置	回線使用料	—	○